

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
1	その他	1月15日の市民説明会に市長が出席しないのはなぜか。次回の説明会では市長の出席を希望する。	本説明会は、整備方針の概要等について、市民の皆様にご説明し、ご意見を伺うことを目的としておりますことから、所管の職員より、直接説明会のなかでご意見を伺うこととしております。なお、説明会でいただいたご意見等につきましては、後日、市長へ報告させていただきます。
2	駅西口広場 その他	一般車乗降場の利用可能な台数が5台しかなく、雨の日には渋滞が起こるのではないかと。また、このことにより、バスの運行にも支障をきたす心配がある。もう一列一般車乗降場を作るなど対策を考えて欲しい。歩道や待機スペースの活用ができないか。	<p>一般車乗降場は、駅前広場計画指針に基づき、東久留米駅の交通実態調査により算出された必要台数5台をもとに設計しています。雨天時などに多くの一般車両がロータリー内に一時停車をしていることは市としても把握していますが、利用者にはあくまでも道路交通法に基づいた利用をお願いしたいと考えており、供用開始後もその利用状況に注視してまいります。</p> <p>【補足】 現状のような交通島に沿って車両を停めることは交通管理者の許可がない限り違反行為となる恐れがあり、一般車乗降場の設置により、これを改善するものですが、あくまでも一般車乗降場は一般車による駅への送迎を安全かつ円滑に行えるよう設置する停車場であることから、引き続き道路交通法に基づくご利用をお願いするものです。なお、乗せる人を待つことは駐車とみなされる場合があるとされております。</p> <p>なお、ロータリー内にはバス停や障害者スペースの設置を考慮すると、ロータリー沿道に取れるスペースには限りがあり、また、交通管理者（警視庁）からロータリー内への横断歩道の設置は認められていないため、ロータリー中央のタクシー・バス待機スペースに一般車乗降場を設置すると、ロータリー内を横断することになってしまうことから、現状のレイアウトとなることをご了承ください。</p>
3	その他	東久留米駅西口エスカレーター付近で鳩の糞害が発生しており、整備の際に対策を講じて欲しい。	「整備計画（仮称）」策定の際の参考とさせていただきます。
4	富士山の眺望 その他	整備の際、保谷駅の南口のように、2階を歩道空間として、上部にカフェや飲食店を設置し、歩道空間と複合し、2階の歩道空間にベンチ等を設置し、通路だけではなく、富士見ができる、みんなが憩える空間にしてほしい。また、1階歩道通路を残しつつ、ロータリーは、バスや、タクシー等の車道空間などとし、トイレ等の設置を検討してほしい。1階も2階と同様に、店舗を複合した、だれでもが利用しやすい歩道空間にしていきたい。バリアフリーを念頭に整備をお願いしたい。	2階部分に接続する建物がないことから、現時点では歩道空間のみに留まるものですが、道路内に設置出来る施設には建築基準法等により制限があることから今後の参考とさせていただきます。また、トイレにつきましては1階部分に設置する予定です。いずれもバリアフリー化を念頭に整備していくものとなります。

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
5	駅西口広場	ロータリーについては、公共交通の利用者を優先してほしい。自家用車が人を「乗せる」ためや人を「降ろす」ためだけでなく人を「待つ」ためにロータリーを利用することでロータリーの安全性や利便性が損なわれることについて、市ではどのように考えているのか。	駅西口広場は交通結節点という重要な役割を待つ空間であり、鉄道、バス、タクシー、一般車といった異なる交通手段をスムーズにつなぐための拠点となっています。限られたスペースを有効活用するため、一度に多くの人を運ぶバスや、待機が必要なタクシーのスペースが優先的に確保されますが、一方で、一般車での送迎も重要な移動手段であるため、ご意見にございました通り、公共交通を優先しつつ、ルールを守って一般車も共存する形での運用を図ってまいります。
6 (1)	整備方針	駅が終点となる他の駅の都市計画で、道路区域から駅設備が外れているのであれば、数十年前に計画された東久留米駅西口に至る道路の都市計画そのものに不備があったということかと思う。東京都と協議し、現在の駅設備を都市計画道路区域と道路区域から合わせて外すように（歩道や駅設備を合法化させる為）道路計画を縮小させるべきである。合法化する為、駅に必要な設備の計画に制約が発生することは本末転倒ではないか。	これまでの東京都との協議のなかで、都市計画範囲を減少させることについて、都市施設同士の整合性を図るため等から変更することはあるものの、法律上位置付けの無い建築物のために都市計画を外す行為は都市計画的に理由が成り立たないとの見解が示されているところで、このことから、現状道路内に建築された昇降施設については、説明会でお示しした通り、都市計画道路区域内に都市計画道路として改築することで現行法適合が図れるものと整理したものです。
(2)	駅西口昇降施設	現行の通路に対して斜めに設置された西口側のエレベーターを再整備し、大型のエレベーターを2台並べて設置することではいかがか。	
(3)	駅西口広場	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針のバス乗車場の位置が歩道空間として狭く、さらに各系統のバス停を集中させることはいかがなものか。比較的スペースに余裕がある一般車乗降スペースの場所との入れ替えを再検討して欲しい。 ・新しくロータリーを整備した事例で貴重な植え込みをほとんど潰して、アスファルトに変えて対策をしているような事例はほとんどみたくはない。 ・タクシーやバス乗降場の屋根がガラス張りのように見受けられます。夏の猛暑時、市民が熱中症になる可能性が高くなるため、日差しを少しでも避けられるよう、ひばりが丘駅構内にあるような半透明の幕屋根とするなど、考慮をお願いしたい。 ・新たにデッキを延長し、立体化を検討しているようだが、そもそも延長する通路を跨ぐ道路の車の交通量は非常に少ないことから、駅前広場北西部のように再整備し歩行者側の段差をゼロとするように、バリアフリー化を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針で示すバス乗車場と一般車乗降場の位置を入れ替えると、ロータリー出口付近で一般車と公共交通の合流が発生して危険であること、また、降車後に乗車場へ向かうバスや、待機場から乗車場へ向かうバスがいずれも必ずロータリーの合流部分を通過する必要が発生すること等から、バス乗車場と一般車乗降場の位置の入れ替えは難しいものと考えられます。 また、乗車場が一か所に集中しているのは、武蔵小金井駅行が武21系統、武12系統と二系統あり、離れた位置にあると利用者への案内上も難しいことから、バス事業者と調整のうえ整備方針の位置としているものです。 ・植栽等については整備に向けた取組を進める中、皆さまのご意見等を参考に維持管理の観点も考慮しながら樹種も含め植栽を検討していきます。 ・タクシーやバス乗降場の屋根やその設置範囲についてはあくまでも参考イメージとなりますので、いただいたご意見を参考に、現行法に適合する範囲の中で、関係機関等との協議などを踏まえ、財政的な面や効果等も考慮しつつ、検討していくものと考えております。 ・交通量調査によれば当該箇所は一日当たり200台程度の通行量ですが、歩行者数では延べ10,000人以上の方が通行しており、安全性と利便性の観点からも上空を通る道路を整備するものです。

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
(4)	各設備	再建する富士見テラスの前に設けようとしているエレベーターを利用するには、駅構内の「トイレの窓の前」を通る想定か。トイレの前にエレベーターの設置位置をずらすなど、自然に目隠しをする設備配置をお願いしたい。	駅構内のトイレの窓等への配慮が必要になる場合は、対応について検討してまいります。
(5)	富士山の眺望	駅舎内に富士山の眺望を楽しむ為に設けた大窓を塞ぐ位置にエレベーターを設置することは再検討して欲しい。駅を利用する数万の市民の眺望を奪うようなことは避けて欲しい。	道路上の昇降施設の改築にあたっては、道路上の建築物が法律で原則制限されていることから、新たに都市計画道路として改築するものです。また、道路としての往来機能を有することが求められることから、現時点では、方針が「富士見テラス機能の再建」を一つのポイントとしていることを踏まえ、富士見テラスのあった位置に施設利用者をご利用するエレベーターを配置し、イメージ図としてお示ししているところです。 エレベーターの設置により、駅舎からの富士山の眺望が阻害される可能性があることに対しては、「東久留米駅から富士山をのぞむ眺望を確保する」とした都市計画マスタープランを踏まえ、富士見テラス機能としての滞留空間の確保の観点から、エレベーター位置に左右されない「富士見テラスがあった位置までの延長範囲を都市計画道路の範囲」となるよう都市計画決定に向け、関係機関と協議を進めてまいります。
(6)	その他	市側では十分（と思われる）検討を行ったが、それでも考慮不足や市民からの意見の反映が十分でなく、結果、多くの市民からクレームが寄せられ、人や車の混雑の発生、更には、事故などが発生するような使い勝手の悪い設備ができてしまうと、取り返しがつかないのではないかと。市民の意見をもっと取り込み、十分な検討をして欲しい。	今後、「整備計画（仮称）」を取りまとめる過程において、市民の方からいただいた意匠や配置する構造物などのご意見なども参考とし、現行法に適合する範囲の中で、庁内関係部署や関係機関等との協議などを踏まえ、財政的な面や効果等も考慮しつつ、検討していくものと考えております。
7 (1)	各設備	西口だけでなく、駅全体の設備の老朽化が見られるので、この機会に改修してはかがか。	今回の整備対象は市の施設である西口昇降施設部（駅舎からの階段部分）と駅前広場となります。駅舎については市の施設ではないことから、整備の対象外となっております。
(2)	富士山の眺望	以前は富士見テラス目的で他県から多くの人に来ていたと思うので、富士見テラスには特に力を入れるべきだと思う。集客を増やし、税収を増やし、東久留米の魅力をあげるためには、お洒落なカフェと併設させるなどして、富士山を見ながら休憩も出来るスペースを作るべきだと思う。	新たに設置するデッキ部は道路であり、道路上の建築物は法律で原則制限されていることから、法適合の範囲内で富士山が見える眺望の確保の観点からもいただいたご意見を参考に検討していくものと考えております。
8 (1)	整備方針	今回の説明会は方針の確認と位置づけていたようだが、市民の関心は高く多様な質問や意見が出た。従来型の説明会方式にはみな不安を持っている。市民の声を生かして欲しい。決めたことの説明ではなく、意見を吸い上げてフィードバックして欲しい。説明会を複数回開いて欲しい。意見交換会、ワークショップ形式にしてほしいと望んでいる。市民参加として、法適合の範囲内で意匠やデザインの部分などで取り入れていきたいという回答があったが、コンセプトから市民が共有しなければすまないと思う。	市民や駅を利用される方々より、広く、また、時間的制約なくご意見を伺える方法として、ご意見フォームを設けております。 引き続き広くご意見を伺いながら、法適合の範囲内で参考とさせていただきます。

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
(2)	駅西口昇降施設	ペDESTロリアンデッキは各地で造られ、利用されています。今では単なる通路としてだけでなく、「交流拠点」へと進化しているのではないかと。	新たに改築する道路は単なる移動空間のみならず、富士山が見える眺望を確保するための空間でもあり、いただいたご意見を元に、道路区域という制約のなかでどのようなことが出来るか、今後、市民の皆さまのご意見を参考に検討していくものと考えております。
(3)	駅西口広場	・広場にあるシンボルツリーは残せるか。 ・タクシーの待機場（10台分）現状に合わないのでは減らしてはいかかか。一般車の待機場が少ないのではないかと。	・広場の木については、バスやタクシーの待機スペースとなることから現状では撤去を予定していますが、植栽につきましては今後皆さまのご意見等を参考に検討していくものと考えております。 ・タクシーの待機場ですが、緊急自動車等の駐車場所も兼ねることを想定しております。一般車の乗降場は交通量調査の結果から駅前広場計画指針に基づき5台としています。
(4)	各設備	トイレも階段もエレベーターも造りなおすことになるのか。また、デッキ上、デッキ下のストリートファニチャーを駅を利用する人たちのために設置して欲しい。	現在の昇降施設部は取壊し、新たに道路として改築することから、ご質問のとおりトイレ、階段、エレベーターも作り直すこととなります。また、ストリートファニチャー（公共空間に設置されるベンチ等の総称）の設置につきましては、法適合の範囲内において、皆さまのご意見を参考に、今後、検討していくものと考えております。
(5)	富士山の眺望	・北側のエレベーター棟の建設によって、駅構内の大きなガラス窓から富士山が見えなくなるのではと心配である。これまで通り駅構内からも、電車に乗らない人も「富士見テラス」からも富士山を見ることができるようにして欲しい。 ・「デッキを富士見テラスのあった場所まで拡張する理由がなくなってしまう」とはどういうことか。 ・北側の西武鉄道の敷地にはいくつかの店舗があるが、エレベーター棟を計画より北にずらすなどを西武鉄道と交渉して、協力を求められないものか。	昇降施設の改築にあたっては、富士見テラス機能の再建を一つのポイントとして方針を策定しており、かつて富士見テラスのあった位置までの延長を範囲として「都市計画道路」として改築するものです。現時点では、その終端部に配置するエレベーターまでの必要なアプローチとなる「道路」とであるという整理のもと、イメージ図としてお示ししているところです。 エレベーターの設置により、駅舎からの富士山の眺望が阻害される可能性があることに対しては、関係機関とも協議を継続しており、「東久留米駅から富士山をのぞむ眺望を確保する」といった都市計画マスタープランへの記載も根拠とし、富士見テラス機能としての滞留空間の確保の観点から、エレベーター位置に左右されない「富士見テラスがあった位置までの延長範囲を都市計画道路の範囲」となるよう都市計画決定に向けた協議を進めてまいります。
(6)	その他	富士見テラスについては、壁面の基準耐力不足が確認されたため、安全性を考慮したとして利用制限の後除却が決定された。周りをフェンスでおおい、中に入れないだけでなく中を見ることもできなかつた。市民たちが作った陶板画を見ることもお別れもかなわず、アートワークは瓦礫となり、かけらひとつ残さず撤去されたのは何とも無念である。1994年市、西武鉄道、大学、市民団体などみんなで作った東久留米の橋上駅舎の歴史をなんらかの形で残したい。	富士見テラスの除却については市民の皆さまにご迷惑をおかけし申し訳ございませんでした。新たに改築する道路は方針に従い、テラス機能を確保しながら道路を整備する予定ですが、法適合の範囲内で、今後皆さまからいただいたご意見を参考に進めていくものと考えておりますのでご了承ください。

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
9	整備方針	整備自体はとても楽しみである。子どもやベビーカー、車椅子の人も使いやすくなると良いと思う。駅前で水があふれる彫刻、大きな木が好きで引越して来た。水は整備費用なども高め難しいと思うが、広場中央の木々は出来れば残るとよいと思っている。緑と水の町だと思うので、駅をおりて木陰や木々のざわめきを感じられる駅前だと嬉しい。	本整備にあたっては、車椅子の方等の利用を考慮したバリアフリー化を方針に定めており、市民の皆さまがより利用しやすい駅前広場の整備を進めてまいります。広場の木については、バスやタクシーの待機スペースとなることから現状では撤去を予定していますが、植栽につきましては整備に向けた取組を進める中、皆さまのご意見を参考に維持管理の観点も考慮しながら樹種も含め植栽を検討していきます。
10 (1)	整備方針	無駄な税金を使わず、踏切高架や道路維持に使用して欲しい。	駅西口昇降施設については、令和2年第3回市議会定例会において、当該施設は建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが明らかとなり、現行法適合に向け対応検討を進め、都市計画道路の嵩上式の歩行者専用道である都市計画道路と位置付け、改築するものとして整理しております。また、既に供用開始から30年以上が経過し、バリアフリー化の観点からも、高齢者や障害者の方などもより利用しやすい駅前広場となるよう、駅西口全体を見直しの対象として、あわせて整備していくものです。ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。
(2)	駅西口昇降施設	なぜ西武鉄道だけでやらないのか。駅施設なのに東久留米市の税金を負担することが理解できない。	東久留米駅西口昇降施設につきましては、「東久留米駅西口土地区画整理事業」による駅前広場の整備に合わせ、平成6年3月より建設に着手し、同年11月16日に橋上駅舎とともに供用開始された本市の施設であります。
(3)	駅西口広場	現在の広場建設に莫大な税金を使ってるのだから、もっと大切に使用して欲しい。救急車が通れる踏切高架建設の為に税金負担があるのだから、無駄な税金は使わないで欲しい。	駅西口昇降施設については、令和2年第3回市議会定例会において、当該施設は建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが明らかとなり、現行法適合に向け対応検討を進め、都市計画道路の嵩上式の歩行者専用道である都市計画道路と位置付け、改築するものとして整理しております。また、既に供用開始から30年以上が経過し、バリアフリー化の観点からも、高齢者や障害者の方などもより利用しやすい駅前広場となるよう、駅西口全体を見直しの対象として、あわせて整備していくものであり、国や都の補助金を活用しながら、適正な事業の実施に努めてまいります。
(4)	各設備	綺麗にリフォームすれば、まだまだ使用できると思う。エレベーターの清掃がなされていないだけではないか。	駅西口昇降施設については、令和2年第3回市議会定例会において、当該施設は建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが明らかとなり、現行法適合に向け対応検討を進め、都市計画道路の嵩上式の歩行者専用道である都市計画道路と位置付け、改築するものとして整理しております。現行エレベーターの清掃につきましては、施設を管理している担当課に報告させていただきます。
(5)	富士山の眺望	富士山の展望より、救急車が通れる踏切高架ができるまで現状維持でよいと思う。	東久留米駅西口は富士山の眺望が楽しめる市のランドマークとしての位置付けがされており、東久留米駅が国土交通省関東運輸局の「関東の駅百選」に選定されただけでなく、富士見テラス部においても国土交通省関東地方整備局の「関東の富士見百景」に選定されたところから、新たに整備する道路に除却前と同様、引き続き富士見テラス機能を確保するものです。

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
11	整備方針	<p>・市の財政が厳しく且つ少子化が進む現状にも関わらずこの大掛かりな整備は必要か。これから先を担う市民に負の財産を背負わせることになるだけと危惧している。それには最低限の範囲（既存エレベーターの拡張と下りエスカレーター設置）のみの整備で十分である。</p> <p>・駅前の治安悪化、ロータリー利用車の違反増加を強く感じ、交番をロータリーに置いて欲しい。安心安全に暮らせる東久留米市を目指すのであれば財政立て直し、治安の良さを維持する事をまず考えていただきたい。</p> <p>・富士見テラスは駅中から見られる場所があり、富士見テラスも多くの方が富士山を観にくるのは年々始のみである。そのために財政を圧迫する整備をする必要があるのか、市長に今一度考え直して頂きたいと強く申し上げたい。</p>	<p>・駅西口昇降施設については、令和2年第3回市議会定例会において、当該施設は建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが明らかとなり、現行法適合に向け対応検討を進め、都市計画道路の高上式の歩行者専用道である都市計画道路と位置付け、改築するものとして整理しております。</p> <p>・交番につきましては警視庁の管理の施設でもありません。従いまして、設置に対する警視庁の意向なども確認する必要はあるものと考えており、今後警視庁や特定行政庁等との調整のなかで市民の皆さまのご意見を参考にしながら、今後検討していくものと考えます。</p> <p>・東久留米駅西口は富士山の眺望が楽しめる市のランドマークとしての位置付けがされており、東久留米駅が国土交通省関東運輸局の「関東の駅百選」に選定されただけでなく、富士見テラス部においても国土交通省関東地方整備局の「関東の富士見百景」に選定されたところから、新たに整備する道路に除却前と同様、引き続き富士見テラス機能を確保するものです。</p>
12 (1)	整備方針	<p>先ずは、日本の財産とも言うべき素晴らしい富士山の眺望を確保し、来訪者に対しては最高のおもてなしが出来る様な「富士見テラス」の設置を、市として最大限の努力を払って行うことが大方針としてあるべきと考える。</p>	<p>富士見テラス機能の再建は整備方針にも掲げており、今後も「整備計画（仮称）」策定の際には市民皆さまのご意見を参考にしながら、検討を進めてまいります。</p>
(2)	駅西口広場	<p>駅へ歩いて向かう人は正面の富士見通りからまっすぐ駅の昇降施設へ行ける様にするべきである。</p>	<p>正面からの駅舎への直線状のアクセスについては、駅西口ロータリーは駅という交通結節点であり、多くのバス等の公共交通や一般車両が行き交うため、ロータリー内への横断施設は大変危険であり、また、交通管理者（警視庁）からも認められておりません。</p>
(3)	富士山の眺望	<p>今まで以上の「富士見テラス」を作り、そこで障害となる事項は市民全員で取り除きたい。</p>	<p>富士見テラス部の詳細につきましては、今後「整備計画（仮称）」のなかで、現行法適合の範囲で市民皆さまのご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。</p>
(4)	その他	<p>「富士見テラス」や西口広場全体のデザインは、広く市民や一般人、専門家などに公募したらいかかか。</p>	<p>今後デザイン等については、「整備計画（仮称）」に基づく詳細設計のなかで検討していくものとなります。</p>
13 (1)	富士山の眺望	<p>図面を見る限り、（富士見テラス部付近は）広くなるようだが、駅舎側から富士山が見えないと勿体ないので、傾斜をつけたり、段をつけてはいかかか。三脚で富士山の写真を撮る方は長時間の滞在が見込まれることから、段差をつけることで、直接見るだけの方との棲み分けも出来ると思う。</p>	<p>現行法適合の範囲で市民皆さまのご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。</p>

No.	分類	ご意見（要約）	市の回答
(2)	その他	前回説明会に参加し、関連法や予算、しがらみなどさまざまな制約があると想像している。純粋に期待している人が大半であるので、大変だとは思いますが、楽しみにしているので頑張って欲しい。	今後も市民の皆さまへ分かりやすい情報提供に努めるとともに、ご期待に沿える施設となるよう、市民皆さまのご意見を参考にしながら事業を進めてまいります。
14 (1)	整備方針	<p>「西口が良くなる」という結果だけでなく、このことで「市と市民の協働」を進める、ということを目指して欲しい。</p> <p>①そのために、この課題での「協働」を進めるための具体的な方法（ワークショップの企画など）を提案して欲しい。</p> <p>②新しいテラス部には、このような、かつての駅舎建設、富士見テラス建設の際の、市と市民の協働の歴史の記録を残して欲しい。</p>	<p>①いただいたご意見を参考に、今後もより多くの市民の皆さまのご意見を伺う方法を検討してまいります。</p> <p>②富士見テラス部の詳細につきましては、今後「整備計画（仮称）」に基づく詳細設計のなかで、現行法適合の範囲で市民皆さまのご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。</p>
(2)	駅西口昇降施設	新しいテラス部には、このような、かつての駅舎建設、富士見テラス建設の際の、市と市民の協働の歴史の記録を残して欲しい。	現行法適合の範囲で市民皆さまのご意見を参考にしながら検討を進めてまいります。